



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさつ

刻苦勉励 (こっくべんれい)

紅葉シーズンを迎え、もみじ狩りに出掛ける人も多いのではないのでしょうか。残念ながら今年は異常気象のせいか例年どおりの景観とはいかないようだ。異常といえば大手企業の不正問題が次々と発覚し世間を騒がせている。高層建物の免震ダンパーの検査報告の擬装。またつい先日は大手自動車メーカー ダイハツが今年2回目の不正行為。6月には前社長が引責辞任したばかりだというのに、何とも呆れるばかりである。

「物づくり日本」のモラルは一体どこに消えてしまったのだろうか。利益追求第一主義に陥った結果としか思えない。

韓国中央銀行が発表した世界老舗企業ランキングによれば、日本は世界ナンバーワンに輝く誇り高い国。これによると創業200年を越す老舗企業の数、世界41ヶ国でおよそ5,600社あり、そのうち約3,150社が日本の企業である。全体の約56%を占め断トツで世界第1位。2位がドイツで840社、3位オランダ220社、ついでフランス、アメリカと続く。GDP(国内総生産)第2位の中国ですら、たったの8社しかない。お隣韓国にいたってはゼロ社である。

なぜ日本には老舗企業が多いのか。長年にわたり企業研究を続ける本田真澄氏によれば、その要因として自然環境の厳しさを挙げている。冬の豪雪、雨季の水害、真夏の猛暑、四季それぞれの過酷な条件の中で生きているうちに**刻苦勉励の精神**が培われ、自然と不撓不屈の根性と貯蓄の習慣が根付いたと分析している。三井家300年、住友家400年、鴻池屋500年は今なお脈々と歴史を刻んでいる。なかでも老舗の代表格ともいえる越中富山の薬売り業界には『七楽の教え』なる古くからの格言が今に伝えられている。

『楽すれば楽が邪魔して楽ならず、楽せぬ楽がはるか楽々』

仕事が順調にいき利益を手に入れると人間はついつい勤勉志向を忘れ、快楽志向に走りがちなもの。この格言はそれを戒め、日々コツコツと目の前のことを地道に着実に続けるのが本当の人生、すなわち楽しく幸せな人生になるという教えだ。高度な文明社会に暮らす私達現代人も私利私欲、利益一辺倒に囚われない生き方が求められていると言えるのではないだろうか。

税務カレンダー

2018年11月

- ◆ 個人事業税 第2期・・・11/30まで
- ◆ 個人所得税 予定納税第2期・・・11/30まで

2018年12月

- ◆ 固定資産税 第3期・・・1/4まで
- ◆ 個人事業主 消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書の提出期限
- ◆ 年末調整手続

2019年1月

- ◆ 源泉所得税 納期特例分・・・1/21まで
- ◆ 住民税普通徴収 第4期・・・1/31まで
- ◆ 法定調書合計表の提出・・・1/31まで
- ◆ 給与支払報告書の提出・・・1/31まで
- ◆ 償却資産申告書の提出・・・1/31まで

税 務 TOPIX

海外取引 重点調査対象に !! 国税庁

国税庁はこのほど全国国税局長会議を開催し、今年度の重点調査項目として、昨年に引き続き“海外取引”を挙げ、全国の納税事業者のうち、海外取引を行っている事業者を重点的に調査対象とするよう、各税務署長に指示。

これを受け各税務署はCRS制度によって日本人及び日本企業が保有する55万件の海外口座の情報を入手したと発表。いよいよ本格的な調査シーズンの到来です。



消費税の免税事業者は二者択一を迫られる!!



国税庁は、来年10月に予定されている軽減税率制度（飲食料品は8%に据置）による減収分をこれまでの免税事業者（課税売上1,000万円以下）を課税事業者に繰り上げ昇格させることによって穴埋めすると発表。

すなわち免税事業者にはインボイスを発行できる課税事業者登録をするか、又は免税事業者のままとなって取引ルートから除外されるかの選択が迫られることに。

青色申告制度は100万円の値打ち？

片山さつき議員の口利き疑惑に揺れる今国会。果たして青色申告にはどんなメリットがあるのか、また、どれだけの値打ちがあるのか素人には知りたいところだ。

たしかに白色申告に比べ「欠損金の繰越控除」や「特別償却」などの特典があることは知られるところだが、最も大きな違いは、実は「推定課税」ができるかどうかだ。青色申告者には“収入や利益があったはず”の推定課税はできないことになっている。つまり、課税処分するには客観的な証拠に基づくことが求められるのだ。だとすれば、100万円は安いかも…



トランプ大統領 下院敗戦にも自画自賛



アメリカの中間選挙の結果が判明。トランプ共和党は上・下両院ともに過半数獲得を目指して戦ってきたものの、下院は民主党が逆転勝利。

この結果にトランプ大統領は自らのツイッターで「大成功」と自画自賛。来年1月以降は民主党の協力が不可欠だ。政策運営もこれまでのようには行かないことは必至。どのような舵取りをするのか、いよいよ政治家としての本領が問われことになる。とりあえず、残り2年間は民主党との協調路線を選択するのではなかろうか。



NEWS WAVE

彩々楽 栗原代表による懇話会セミナー開催！

去る10月11日、「日本料理 彩々楽」代表による『人材育成と海外進出の成功戦略』と題したセミナーを開催しました。

日の出屋4代目に生まれてから今日に至るまでの半生を熱く語っていただきました。高校卒業から料理人を目指すまでの経緯（いきさつ）から始まり、吉兆での修行時代、グアム島での開店苦労、オランダ大使館時代、そして何よりも事業承継の困難をどう乗り切ったかが関心の的。

数々の失敗談も包み隠さず、正直に話す姿勢には栗原氏の誠実な人柄がにじみ出ており、感動致しました。

会の後半は、懐石料理をいただきながらの質疑応答。若手参加者を中心に活発な質問が集中し、予定時刻を過ぎても終わらないほどの盛り上がりで、有意義なセミナーとなりました。来春開店予定のサンフランシスコ2号店、テキサス店の成功をお祈りいたします。また次回現地視察セミナーもよろしくお願いします。

栗原様、本当にありがとうございました。



税金 Q&A

秘密の（自筆証書）遺言が簡単に作れます（民法改正）

相続人ではないが世話になった嫁さんや甥・姪に財産を残したい…
あるいは 財産の一部を確実に配偶者に残したい…
こんな思いは遺言書がないと実現しません。



税理士 八鍬幸江

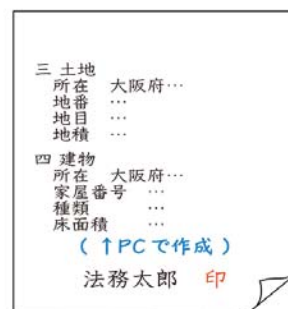
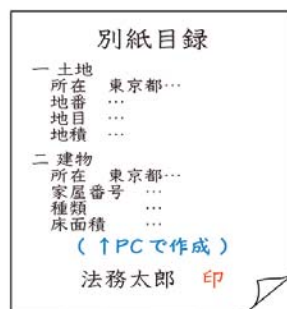
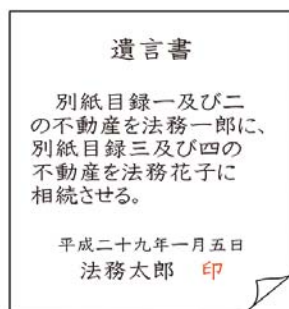
遺言書の種類

- ・自筆証書遺言 … 全て自筆で自分で保管。無料。死亡後は裁判所で検認手续が必要。
- ・公正証書遺言 … 公証人が筆記。2 人の保証人が必要。公証人役場で管理。有料。検認は不要。

自筆証書遺言の負担を軽くするため、以下の見直しがされました。

自筆証書遺言に関する見直し（2019 年 1 月 13 日から施行）

- ・財産目録はパソコンでも作成可
- ・裁判所の検認手続きが不要に
- ・不動産登記事項証明書（謄本）でも可
- ・通帳コピーの添付で自筆は最小限に出来る



図のように遺言書は今まで通り自筆で日付や自署押印をします。
目録はパソコン等で作成してかまいません。

例えば、「長男には別紙目録1の土地を次男には目録2の財産を相続させる。」など
目録自体を長男用、次男用とパソコンで作れば、自筆の遺言書は短い文章で簡単に。

注意点 遺産分けは相続税の納税額にも大きく影響します。 事前に専門家に相談しましょう。

法務局での遺言書保管制度（2020 年 7 月 12 日までに施行）

現行制度

- ① 遺言書は自分で保管
- ② 紛失や改ざんの恐れがある
- ③ 死亡後に裁判所の検認が必要
- ④ 相続人全員で家庭裁判所に出向く



改正後

- ① 法務局で保管
- ② 死亡後に遺言書の写しの請求や閲覧が可能
- ③ 相続人に保管の事実が通知される
- ④ 裁判所の検認は不要

遺言書原本の保管は住所地等で指定されるが、データ化された遺言情報は死亡後、どこでも閲覧可能ですから、遠方の相続人も情報を共有できます。

注意点 1 遺言者本人が遺言書保管所（法務大臣指定の法務局）に申請する。
2 保管の対象となる遺言書は、法務省で定めた様式に従い、封がされていないもの。

詳しくは、当事務所へお尋ね又はご相談ください。

メリットいっぱい『秋の大掃除』のススメ

大掃除といえば年末の恒例行事と思いきや、最近の生活情報誌などでは「秋の大掃除」が話題になっていること、ご存知でしょうか？

最初はなぜと思うかもしれませんが、実はとても効率的かつ論理的！
では、「なぜ大掃除が秋に良いのか」をご紹介します。

※ 秋掃除のメリット

- ・ 気温が高いので、油污れが落ちやすい。
- ・ 窓全開で掃除ができる。
- ・ 水を扱う掃除も楽ちん。
- ・ 洗濯物が乾きやすい。
- ・ ゴミを出しても早めに片付く。



※ 秋に済ませておきたい掃除

換気扇の掃除 … 油は気温が低いと固まるので、寒くなる前に除去するのがベスト。
エアコンの掃除 … 冷房から暖房に切り替わる秋が掃除のチャンス。
窓まわりの掃除 … 秋は暑すぎず寒すぎず水も心地よく窓掃除するのにオススメの時期。
そ の 他 … カーテンの洗濯、棚や引出しの掃除をして不用品は処分する。



大掃除は一気に済ませようとする、かなりの重労働。
これからの季節、気分よくお掃除できそうな天気の良い日に少しずつ進めるのがコツ。今月 23 日からの連休がチャンスです。
そして今年の年末はぜひ家族みんなでゆっくりとお過ごし下さい。

年末調整セミナー 開催！

今年もいよいよ年末調整の時期がやってまいりました。

今年から配偶者控除が大幅に見直され、要件や計算方法などがこれまで以上に複雑になっています。

社員からの問合せ等があっても困らないように、今からしっかりマスターしておきましょう。

【日 時】 平成 30 年 11 月 27 日 (火) 午後 1 時 30 分～4 時

【会 場】 税理士法人 八鍬会計 2 階セミナールーム

(所在地：蓮田市馬込 1 丁目 31 番地)

【講 師】 税理士 八鍬幸江

【受講料】 2,000 円

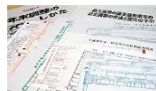
【申込み】 お電話
又は FAX で



今年から大きく変わる配偶者控除を中心として…

年末調整盛り沢山セミナー

今年から配偶者控除が見直し、大幅に変更になります。同時に配偶者特別控除も改正されて、これまで以上に複雑になります。また、年末調整に限らず、翌年の確定申告にも影響します。そこで、さまざまな改正点を踏まえながら、具体例を交えて詳しく解説いたします。この機会に是非ご参加ください。



カリキュラム

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 年末調整はなぜ必要か | ⑥ 保険料控除申告書の書き方 |
| ② 年末調整の作業手順 | ⑦ 年税額の計算と還付金 |
| ③ 源泉徴収税額表の見方と注意点 | ⑧ 新源泉徴収票の書き方と交付 |
| ④ 配偶者控除等申告書の書き方 | ⑨ その他今年度の改正点について |
| ⑤ 扶養控除等異動申告書の書き方 | ⑩ 最も有利な控除の受け方 |



年末調整は繁忙期に行う大変な業務です。しかも年に一度ですので、ベテラン経理担当者でも間違ってしまうことが。本セミナーでは、年末調整の基礎知識と具体的な手続きを、実例を交えて冒険し、初心者でもベテランの方でも簡単に理解できるよう解説いたします。

ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始めた方や税金・資金繰り等で困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

異常な暑さから一転、一気に秋めいて体調を崩している方が多くいるようです。慌ただしい年末が近づいています。細心のご注意を…。

税理士法人として新たなスタートを切ってから初の発刊です。今後どうぞよろしくお願い致します。

連絡先 税理士法人八鍬会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須